

第 5 次益城町行政改革大綱 (前段部分)

令和 3 年 4 月 19 日現在

第 1 章 行政改革大綱策定の必要性

本町においては、平成 7 年度、平成 15 年度、平成 21 年度、平成 26 年度の「行政改革大綱」及び平成 18 年度の「集中改革プラン」を基に、住民サービスの向上と効率的・効果的な行政運営を図ることを目的として行政改革に取り組んで参りました。

この間、給与の適正化による人件費の抑制、養護老人ホームの売却、使用料等の受益者負担の見直し、ふるさと納税の実施、事務事業の見直しなどによる財政の健全化に努めるとともに、公共施設への指定管理者制度の導入、窓口業務の民間委託など官民連携の推進に取り組んで参りました。

しかし、平成 28 年熊本地震（以下「熊本地震」という。）により町の状況は一変し、今まで築き上げてきた貴重な財産・資源などが一瞬のうちに失われてしまいました。

熊本地震により甚大な被害を受けた本町にとって、「完全な復旧」と更なる発展に繋がる「創造的復興」は成し遂げなければならない課題で、現在、職員一丸となって取り組んでいます。

しかし、本町の人的資源も限りがあり、新型コロナウイルス感染症への対応など新たな課題に取り組みながら、復旧・復興を進めるには組織の見直しを含む人的資源の適切な活用などにより、スピード感を持って事業を展開する必要があります。

更には、今後、復旧・復興には多額の費用が必要であり、国や県からの財政支援を受けても厳しい財政状況が確実視されるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、本町を取り巻く社会経済情勢が今後も厳しくなることが予想されます。

このような状況を踏まえると、本町は、将来にわたって「自立した自治体」として持続的・自立的に発展していくための行財政基盤を構築するため、新たな課題を見据えながら慣例にとらわれない新しい発想で町の業務全般について見直し、自らが大胆かつ抜本的な行政改革に取り組む必要があります。

そのため、今後の行政改革の指針となる「第 5 次行政改革大綱」（以下「本大綱」という。）を策定し、本大綱を基に職員一人ひとりがスピード感とチャレンジ精神を持って、行政改革に取り組んで参ります。

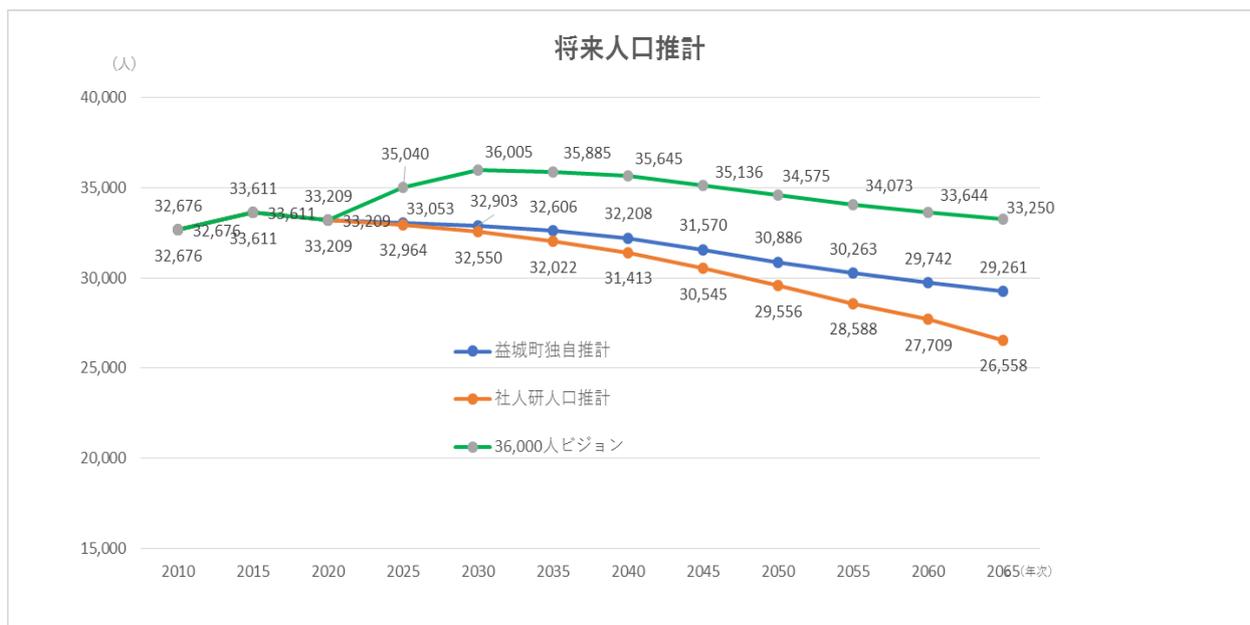
第2章 本町を取り巻く環境

1 本町の人口推計

【1】全体人口の推計

本町の人口は、平成28年（2016年）4月1日時点では34,545人でしたが熊本地震により1,556人減少し、32,989人まで落ち込みました。その後僅かながら増加傾向となり、令和2年（2020年）4月1日時点の本町の人口は33,209人となっています。

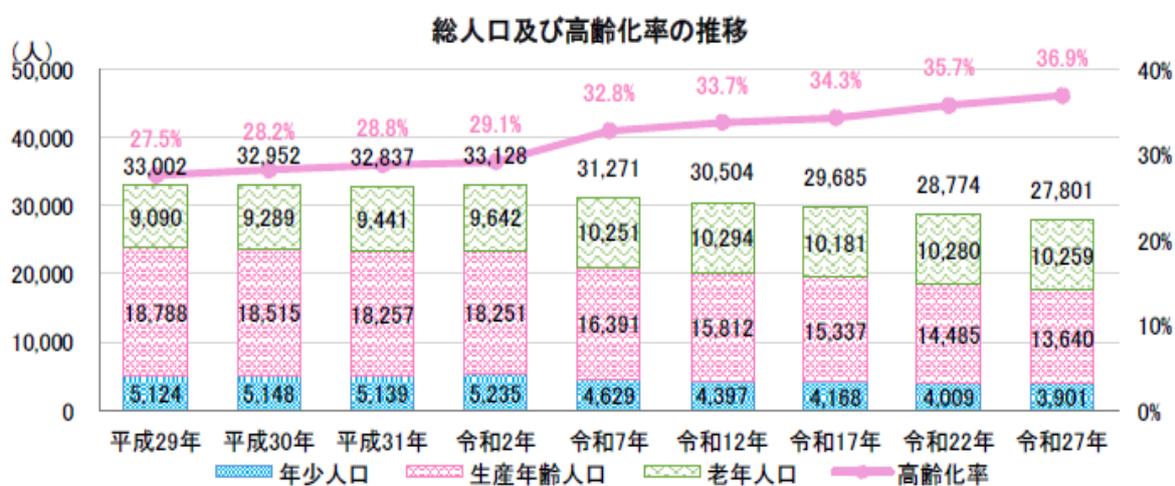
本町の今後の人口の推移は、益城町独自推計では令和37年（2055年）においては30,263人、令和47年（2065年）においては29,261人になると推計しています。一方、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では令和37年（2055年）において28,588人、令和47年（2065年）において26,558人になると推計されています。



【2】年齢3区別の人口割合の推移

生産年齢人口は年々減少する一方、老年人口は年々増加し、高齢化率が上昇することが予想されます。

更には、団塊の世代が後期高齢者（75歳）の年齢に達し医療や介護などの社会保障費の急増が懸念される「2025年（令和7年）問題」や団塊ジュニア世代が高齢者となり65歳以上が約4,000万人に達する「2040年（令和22年）問題」は、今後、本町においても大きな課題となります。



2 財政状況

本町の財政状況は、中期財政見通しによると、熊本地震の影響を大きく受け、今後かなり厳しい状況になることが見込まれています。

特に、令和2年度から復旧・復興事業に対する起債の償還も始まり、令和6年度からは財源不足に陥ることが予想されます。

このような状況の中で、今後は、長期的な視野に立った財政運営に努めていく必要があります。

【1】中期財政見通し

令和2年度 益城町中期財政見通し（令和2年9月）

令和元年度決算を踏まえた試算

【歳入】

(単位：百万円)

区分	R元 決算額	R2 見込額	R3 見込額	R4 見込額	R5 見込額	R6 見込額	R7 見込額	R8 見込額
町税、地方交付税等（臨財債含む）	8,846	9,276	9,208	9,366	9,473	9,711	10,176	10,429
町債（臨財債除く）	11,405	8,407	3,692	3,629	1,406	766	229	60
国庫支出金等、その他	28,242	19,345	5,646	4,658	5,174	4,375	4,073	3,919
歳入合計 A	48,493	37,028	18,546	17,653	16,053	14,852	14,478	14,408

【歳出】

区分	R元 決算額	R2 見込額	R3 見込額	R4 見込額	R5 見込額	R6 見込額	R7 見込額	R8 見込額
義務的 経費	人件費	2,379	2,466	2,462	2,333	2,357	2,244	2,131
	扶助費	1,724	1,751	1,780	1,808	1,837	1,866	1,926
	公債費	941	1,438	1,874	2,052	2,174	2,461	3,383
	うち熊本地震分	(58)	(590)	(881)	(1,016)	(1,273)	(1,662)	(2,288)
投資的経費	34,482	19,604	6,017	4,875	3,250	1,735	826	423
うち熊本地震分	(32,582)	(18,123)	(5,424)	(4,596)	(2,126)	(1,308)	(434)	(108)
その他の経費	7,265	11,588	7,388	7,336	7,221	7,041	6,807	6,736
歳出合計 B	46,791	36,847	19,521	18,404	16,839	15,347	14,777	14,599
町債未償還残高	38,847	45,152	47,545	49,726	49,539	48,417	46,169	43,396
財源不足額 (A-B) C	1,702	181	▲ 975	▲ 751	▲ 786	▲ 495	▲ 299	▲ 191

【財源不足への対策】

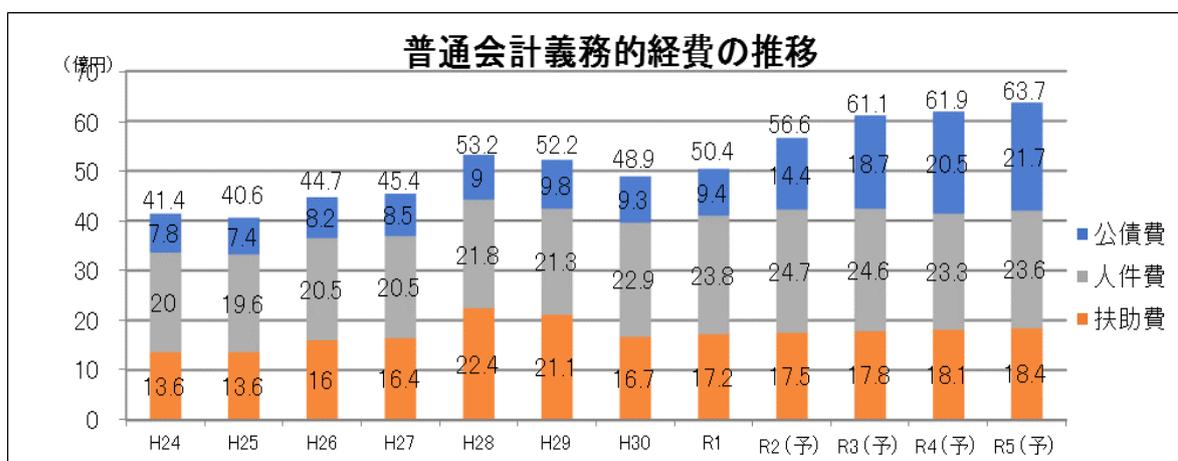
事務事業見直し等 D	28	28	28	28	28	28	28	28
財政調整用基金充当 E	0	0	947	723	758	341	0	0
上記対策後財源不足額 C+D+E	0	0	0	0	0	▲ 126	▲ 271	▲ 163
財調基金残高	2,761	2,765	1,821	1,099	341	0	0	0
復興基金残高	1,223	948	880	813	746	679	612	545

【2】歳出（義務的経費）の状況

本町の歳出（義務的経費：扶助費・人件費・公債費）の推移は、熊本地震の影響により年々増加していく傾向にあります。

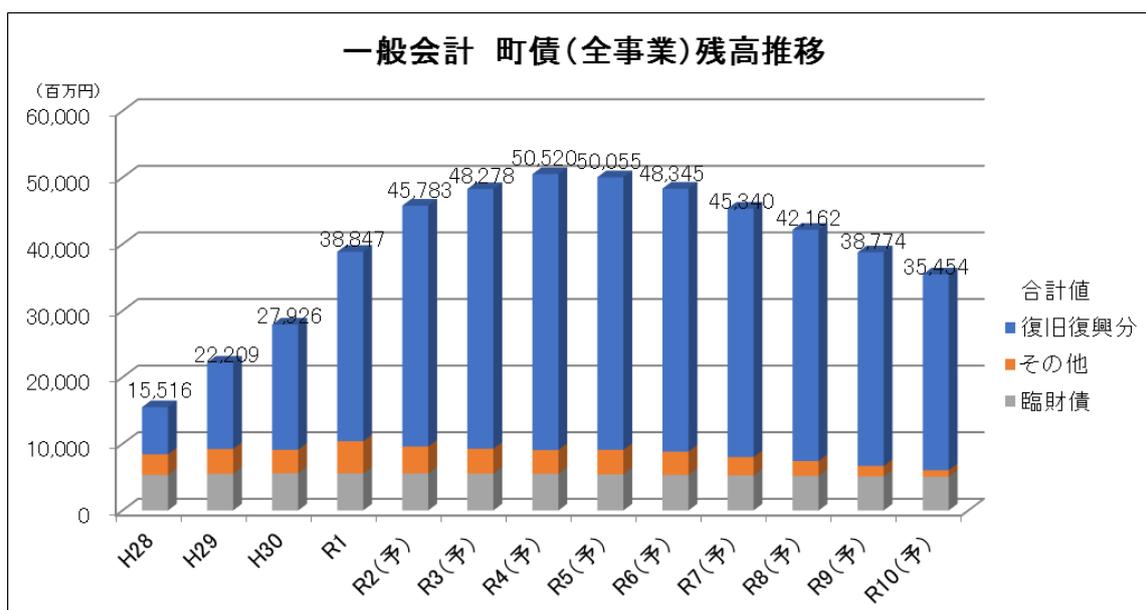
扶助費については、平成 27 年度と平成 29 年度を比較すると災害救助費の影響で 4.7 ポイント増加しましたが、平成 30 年度以降は横ばい状態で推移しています。また、人件費については、任期付職員の増員などのため増加傾向にありましたが、今後は復旧・復興事業が進むにつれ減少していくことが予想されます。

しかし、これから問題となるのは償還が本格化する公債費で、今後ますます増加していくことが予想されます。



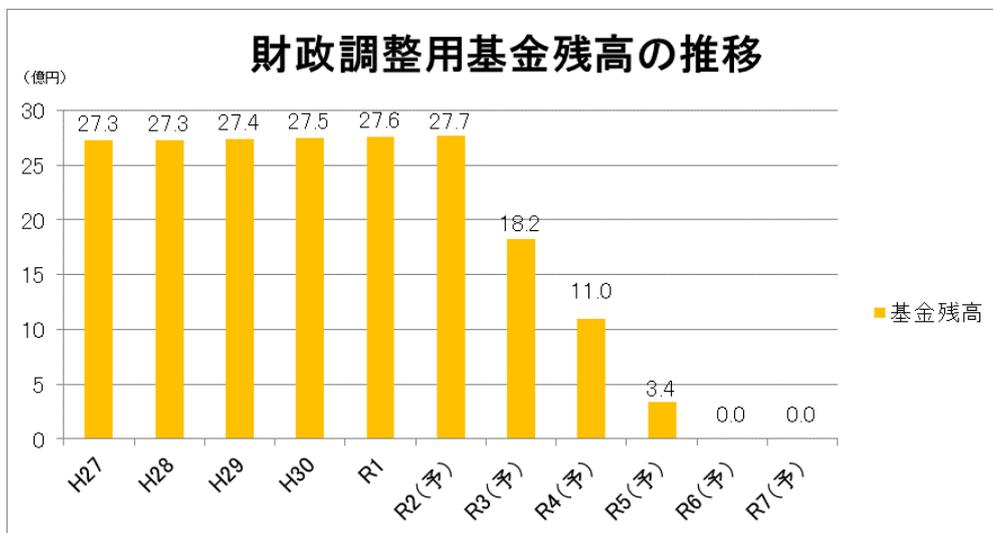
【3】町債残高の状況

普通会計における町債残高は、熊本地震からの復旧・復興事業のため、令和 4 年度にピークとなりその後減少しますが、平成 28 年度の状態に戻るまではかなり厳しい状態が続くことが予想されます。



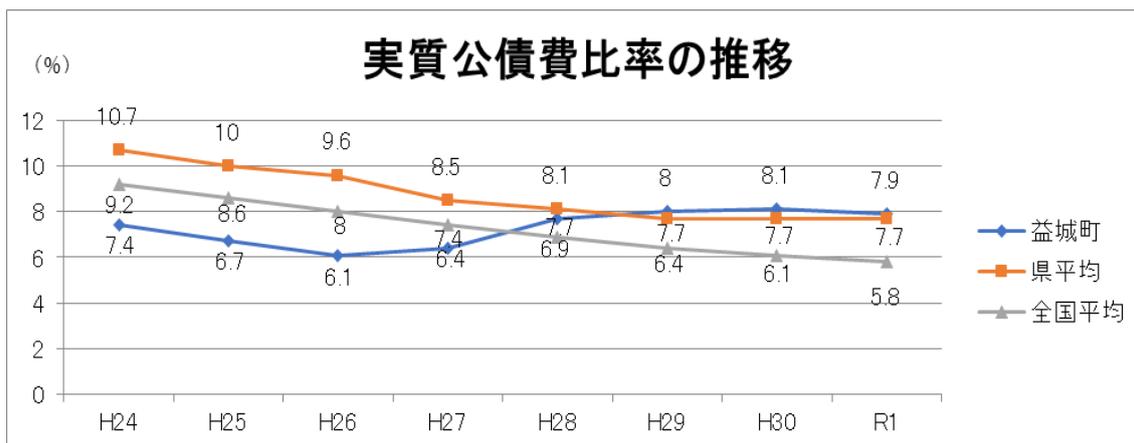
【4】財政調整用基金残高の状況

普通会計における基金残高は、今後起債の償還が始まるにつれて減少していく傾向にあります。令和5年度には基金残高が3億4,000万円程度になり、令和6年度には基金が底をつくことが予想されます。

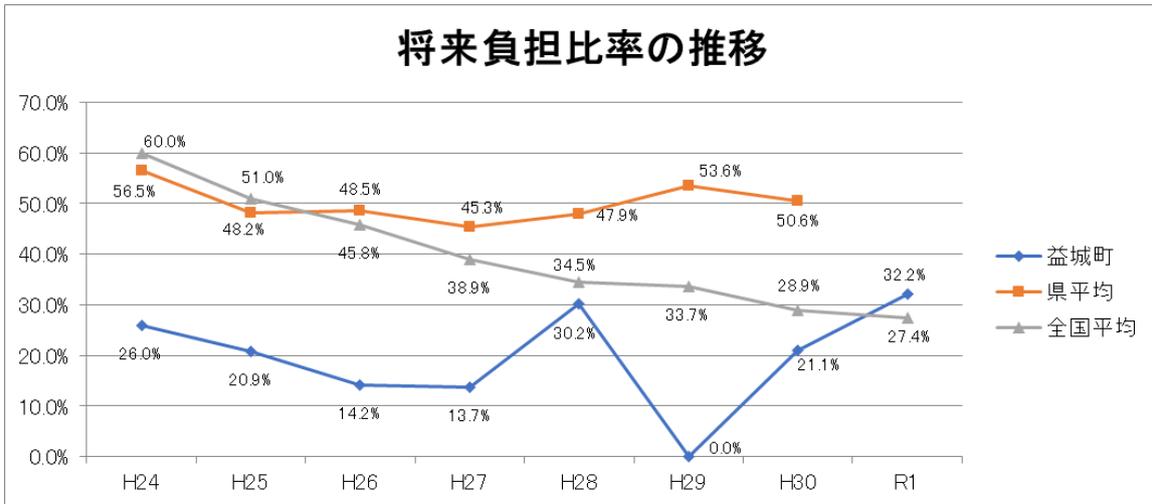


【5】健全化判断比率の状況

「実質公債費比率」及び「将来負担比率」は、ともに増加傾向にあり、全国平均を上回っています。これは、熊本地震により公債費が増加したことが大きな要因であり、今後とも厳しい財政状況が続くことが予想されます。



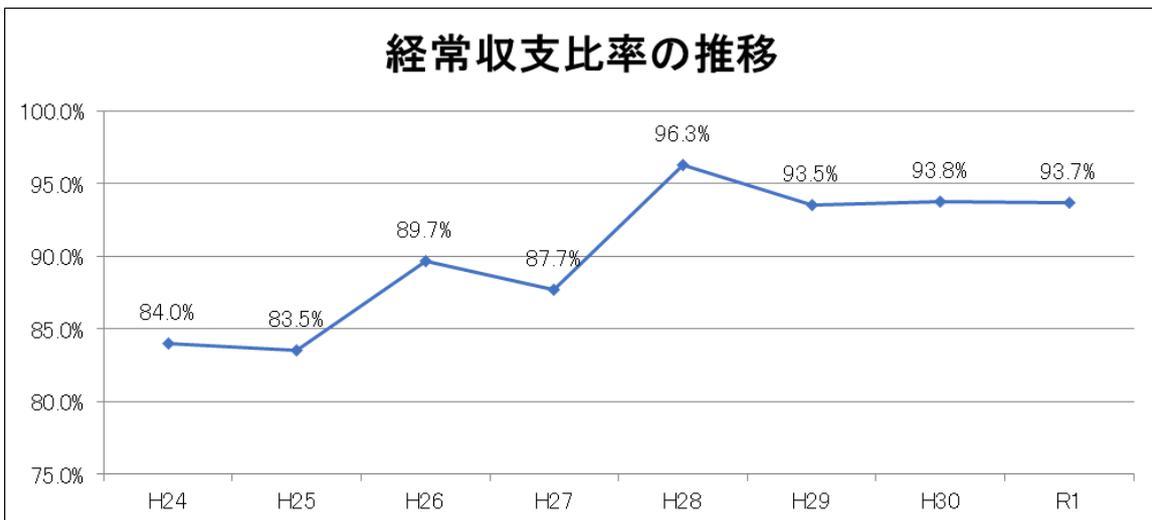
※**実質公債費比率**・・・標準的な収入（標準財政規模）に対し、実質的な借金返済額がどの程度であるかを示す指標で、この比率が大きいほど、編成の資金繰りが厳しいということになり、18%を超えると、起債に当たっては許可が必要となる。また、この指標は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率の1つで、早期健全化基準が25%、財政再生基準が35%となっている。



※将来負担比率・・・標準的な収入（標準財政規模）に対し将来負担すべき実質的な負債がどの程度であるかを示す指標で、この比率が大きいほど、将来の財政を圧迫する可能性が高いということになる。この指標は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率の1つで、早期健全化基準が350%となっている。（財政再生基準はなし）

【6】経常収支比率の推移

「経常収支比率」は、熊本地震による歳出の増加により、平成28年度に96.3%まで上昇し、その後93%台で横ばいの状況にありますが、今後は熊本地震による起債償還、新型コロナウイルス感染症の影響などで更に上昇していく可能性があります。



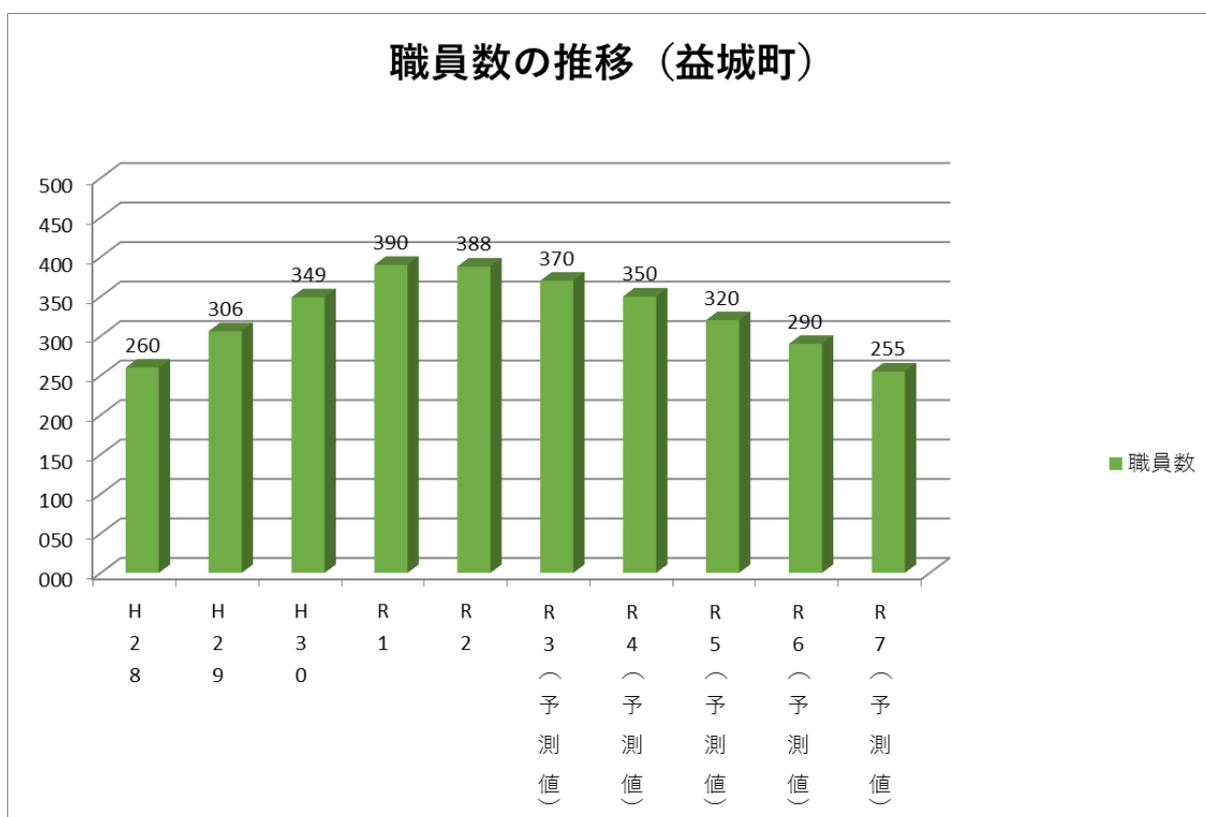
※経常収支比率・・・町税や地方交付税など毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）などが、人件費、扶助費、公債費など毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に、どの程度充当されているかを示すもので、財政構造の弾力性を判断する指標。この比率が低いほど財政構造に弾力性があるということになる。

3 職員定数管理の状況

【1】本町の職員数の状況

本町の職員数は、定員適正化の推進により、平成28年(2016年)には260名でしたが、熊本地震後の復旧・復興事業の業務量の増加にともない、任期付職員の採用などを行っており、令和2年(2020年)の時点で388名の職員が在籍しています。

今後の本町の職員数については、熊本地震の復旧・復興事業の進捗状況を見据えながら、熊本地震後10年(令和7年(2025年))には、平成28年(2016年)当時の職員数を下回ることを目標とします。



4 熊本地震からの 復旧・復興 の歩み

平成28年熊本地震から令和3年で5年が経過しました。その間、町では、さまざまな復旧・復興事業を行ってきました。その概要は次のとおりです。



遊樂所となった
総合体育館



がれきで
ふさがれた
県道熊本高森線



自主防災組織による避難訓練
まちづくり協議会の活動
テクノ仮設団地



平成30年度熊本地震復興計画
平成30年度熊本地震復興計画
平成30年度熊本地震復興計画



災害公営住宅（下江田地）



益城町総合体育館

みんなの家の利活用
(田中地区公民館)

- 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業完了 (令和10年)
- 県道熊本高森線4車線化完了 (令和7年)
- 役場新庁舎供用開始 (令和5年)
- 復興まちづくり支援施設供用開始 (令和4年)
- 整備にぎわい拠点施設開業 (令和4年)

令和3年

- 災害公営住宅が全て完成 (令和2年3月)

創造的復興に向けた「にぎわいづくり」始動 (令和元年～)



町長が主体となった「にぎわいづくり」の動きも徐々に

令和2年

- 新給食センター完成 (平成31年3月)
- 布田川新層帯が国天然記念物指定 (平成30年2月)

平成31年 令和元年

- 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業が都市計画決定 (平成30年3月)



田代記念物となった
布田川新層帯



被災した
旧益城町役庁舎

平成30年

- 復興計画策定 (平成28年12月)
- 県道熊本高森線4車線化が都市計画決定 (平成29年2月)
- 被災市街地復興推進地域が都市計画決定 (平成29年3月)
- 役場仮設庁舎業務開始 (平成29年5月)

平成29年

- 応急仮設住宅入居開始 (平成28年6月)
- 初のまちづくり協議会設立 (平成29年1月)
- 小中学校通学給食開始 (平成29年4月)
- 初の自主防災クラブ設立 (平成29年11月)

熊本地震発生 (平成28年4月)



令和3年



復興新庁舎イメージ図

5 住民満足度・関心度アンケート調査結果（抜粋）

（１）アンケートの目的

第6次総合計画の各種施策について、住民の満足度・関心度や意見を把握し、今後の町政に反映させることを目的とする。

（２）実施方法

令和2年（2020年）4月1日現在で本町に住民登録されている18歳以上の者から無作為に3,000人を抽出

（３）アンケートの実施期間 令和2年(2020年)8月1日～8月19日

（４）回収率 26.3%

第6次総合計画のまちづくりの大綱の中で、行政改革に関連する項目である「第8章効果的で効率的な行政運営を図るまちづくり（行財政基盤の確保）」に関する住民満足度・関心度調査結果は、下記の表のとおりです。

本町の行政運営に対する住民の関心度については、すべての項目で中間値1.5ポイントを上回っています。一方、満足度については、「震災対応に関する検証を踏まえ、役場の体制が強化・改善されている」、「役場職員が迅速かつ丁寧で、責任ある対応をできている」及び「分かりやすく利用しやすい役場窓口になっている」以外の項目は中間値1.5ポイントを下回っており、更なる改善が必要です。

第6次総合計画 満足度・関心度調査項目（R2年8月実施）				
大綱	分野別施策	項目	満足度	関心度
8 行 政 財 政 基 盤 の	行政運営への住民参画の推進	65 住民や地域の声が施策に反映されている	1.16	1.92
		66 健全かつ透明性の高い行政運営がなされている	1.34	1.79
	健全な行政運営の推進	67 効果的で効率的な行政運営がなされている	1.26	1.78
		68 町の資源を積極的に活用しながら、将来に向けた財源確保への取組がなされている	1.22	1.78
	行政職員・組織の強化	69 震災対応に関する検証を踏まえ、役場の体制が強化・改善されている	1.68	1.93
		70 役場職員が迅速かつ丁寧で、責任ある対応をできている	1.78	1.93
	行政サービスの効率化	71 分かりやすく利用しやすい役場窓口になっている	1.8	1.96
		72 マイナンバーの活用等を通じ、住民サービス向上に向けた積極的な取組がなされている	1.11	1.72

※中間値1.5ポイント・・・満足度及び関心度の最高ポイントを3ポイントとした場合の1/2の数値

第 3 章 基本方針

本大綱は、「第 6 次益城町総合計画（以下「総合計画」という。）」を着実に推進し、必要な経営資源（①ヒト ②モノ ③カネ ④情報）の最適化を図る計画であり、行政自らの将来の姿を示す指針となるもので、総合計画とも連動した本町のまちづくりにおいても重要な計画となります。

そのようなことから、本大綱は、本町の主要な課題である「震災からの復旧・復興」「人口減少と財政の健全化」「新型コロナウイルス感染症対策」「スマート自治体への転換」を踏まえながら、次のとおり基本方針を定めます。

【1】計画期間

本大綱の計画期間は令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とし、毎年度、進行管理を行います。

また、総合計画の計画期間を踏まえながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

年 度	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
総合計画 基本計画	第1期 5年間				調整年度	第2期 5年間			
	第4次行革大綱					第5次行革大綱			

【2】推進体制

行政改革を着実に推進するため、町長を本部長とする益城町行政改革推進本部が中心となり全庁的な体制で取り組みます。

【3】進行管理

本大綱の推進管理は、益城町行政改革推進本部において、毎年度取組状況を把握・検討し、適宜見直しを行います。

また、推進状況について、町広報紙や町ホームページを通じて、広く住民の皆様に公表します。

【4】行政改革の目標

熊本地震からの「創造的復興」を更に推し進めるため、次の 4 つの改革目標のもと、総合的に行政改革を推進して参ります。

4つの改革目標

目標1 多様な主体が活躍する協働のまちづくりの推進 ～より開かれた役場へ～

新しい生活様式など価値観の変化がもたらす住民ニーズの多様化によって、行政に求められるものは多方面に及びます。あらゆる住民ニーズにきめ細かく対応し、行政サービスのさらなる向上を図るためには、まちづくり関係団体などの住民組織、民間企業、大学などといった様々な主体との「協働のまちづくり」に取り組む必要があります。

第4次行政改革大綱においても推進してきました“住民との協働”を今後更に充実させ、多種多様な主体と幅広い相互連携を図り、対等なパートナーとして新たな取り組みにチャレンジしていくなど、※官民共創を推進していきます。

※官民共創・・・既存の手法にとらわれず、民間と行政の対話を通じ、イノベーション（新たなものを創造し、変革を起こすことで経済や社会に価値を生み出すこと）を生み出し、新しい価値を共に創る（共創）こと。

目標2 財源基盤の強化・自主財源の確保 ～より自立した役場へ～

熊本地震以降、復旧・復興事業により町の財政は一段と厳しいものになっています。

そのため、今後とも使用料等の適正化や税等の収納率の向上に努めるとともに、町の魅力の向上を推進し、企業誘致や定住促進、個人・企業からのふるさと納税の活用などにより、これまで以上に自主財源を確保し、国・県の補助金に頼りすぎない「自立した町」を目指し持続可能な行財政運営に努めます。

目標3 行政サービスのさらなる向上・事務事業の見直し ～より質の高い役場へ～

今後、住民ニーズは更に多様化していくことが予想されます。必要な行政サービスを将来にわたって継続して提供できるような体制をつくり、限られた財源や人員の中、行政サービスを向上させるため、行政のデジタル化を推進し、※AIや※RPAなどの※ICT技術の活用を推進し、「※スマート自治体」への転換を図ります。併せて必要な支援などを実施することで、すべての方へ今まで以上に便利で質の高い行政サービスを提供します。

また、行政サービスの内容やあり方をこれまでも見直してきましたが、今後引き続き事務事業の「※スクラップ&ビルド」を行い、行政以外でも対応できる事業については、積極的に民間委託を行い行財政資源の確保を図ります。

※**AI**・・・Artificial Intelligence の略称。人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術、または人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラム。一般的に「人工知能」と訳される。

※**RPA**・・・Robotic Process Automation の略称。人工知能を備えたソフトウェアのロボット技術により定型的な事務作業を自動化・効率化し、業務を補完・代行する仕組み。

※**ICT**・・・情報通信技術のこと。一般的にITよりもコミュニケーション「通信」を強調する場合に用いられる。

※**スマート自治体**・・・AI・RPAなどを活用し職員の事務処理を自動化し、標準化された共通基盤を用いて効率的にサービスを提供する自治体

※**スクラップ&ビルド**・・・行政機構・事務事業などで、非能率的な組織・事務事業を廃棄して、新しい能率的なものに立て直すこと。

目標4 機能的かつ柔軟な組織づくり・人的資源の最適化 ～より機能的な役場へ～

新型コロナウイルス感染症の影響により、本町を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、社会情勢や住民の多様なニーズ、突発的な行政需要などに機能的かつ柔軟に対応するため、職員の人材育成や能力開発などにより職員の意識改革を図るとともに、時代に即した組織づくりに努めます。

業務に応じた適正な職員を確保することとともに、突発的な行政需要に対し全庁的な体制で柔軟な配置転換などの対応を行えるようにします。

更に、これまで役場に蓄積されたノウハウを継承し「組織力や防災力」を高めるとともに、職員個人の意識やスキルを向上させ「役場組織の高質化」を図ります。